

NTTグループにおける共同調達に関する検討会 ご説明資料

KDDI株式会社

2020年4月28日

「公正競争を阻害しない共同調達」について 更なる議論が必要

議論が必要な論点

- 1 「公正競争を阻害しない共同調達」に関するNTTの説明
- 2 「共同調達スキーム」に関する問題点
- 3 NTTグループの共同調達に関する当社提案
- 4 その他考慮が必要な問題点

1

**「公正競争を阻害しない共同調達」に関する
NTTの説明**

2

「共同調達スキーム」に関する問題点

3

NTTグループの共同調達に関する当社提案

4

その他考慮が必要な問題点

NTTのIOWN構想、5Gやローカル5Gにかかる 資材調達見通しをご説明いただいていない状況

今後の影響を評価する上で、今後の見通しが不明であれば
現段階で「公正競争を阻害しない」とは言い切れない



根拠の提示ができないのであれば
IOWN構想、5Gやローカル5Gにかかる調達資材に
ついては共同調達の対象外とすべき

NTTが根拠を提示した段階で
改めて「公正競争を阻害しない」か否かを検討すべき

具体的な調達資材におけるNTT・NTT東西の 調達額比率・調達量比率を明確にすべき

競争環境への影響を検証するには、例えば下記のように
具体的な調達資材別の比率推移の開示・確認が必要

大区分	中区分	調達資材	比率 (%)						2018	2019
			1994	1995	1996					
電気通信設備	ハードウェア	ルータ	XX	XX	XX				XX	XX
		サーバ	XX	XX	XX				XX	XX
		光ケーブル	XX	XX	XX				XX	XX
	ソフトウェア		XX	XX	XX				XX	XX
電気通信設備以外	---	事務用品	XX	XX	XX				XX	XX
		その他	XX	XX	XX				XX	XX

**調達比率が高い資材はNTT・NTT東西の購買力の
影響が大きいいため共同調達の対象外とすべき**

**調達比率が高い資材はNTT・NTT東西の購買力を
他のNTTグループ会社が利用している状態**



**調達比率の高い資材は公正競争に与える影響が
大きいいため共同調達の対象外とすべき**

**調達比率の低い資材のみ公正競争を阻害しないか
検証の上、共同調達の可否を判断すべき**

1

「公正競争を阻害しない共同調達」に関する
NTTの説明

2

「共同調達スキーム」に関する問題点

3

NTTグループの共同調達に関する当社提案

4

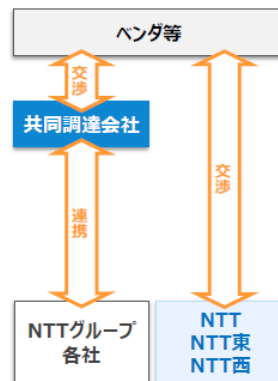
その他考慮が必要な問題点

第1回研究会でNTTは他事業者が参加可能な共同調達スキームを提案

(別紙2) 他事業者を含む共同調達スキームのイメージ NTT

現状の共同調達スキーム

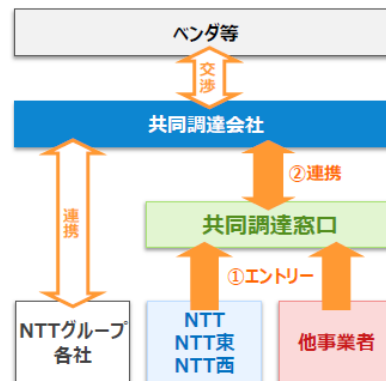
- ① NTT・NTT東西は共同調達に参加していない。
- ② NTTグループ各社は、予め調達希望内容（ベンダ、型番、数量、必要時期等）を共同調達会社にエントリー
- ③ 共同調達会社は、NTTグループ各社のエントリー内容に合致する案件が発生した際、NTTグループ各社と連携し、共同調達を実施



他事業者を含む共同調達スキーム

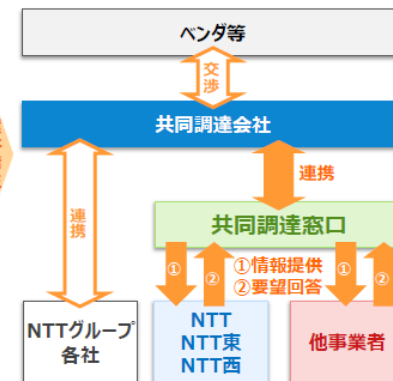
【案件エントリー時】

- ① NTT・NTT東西及び他事業者は共同調達窓口に対して、予め調達希望内容（ベンダ、型番、数量、必要時期等）をエントリー
- ② 共同調達窓口は、NTT・NTT東西及び他事業者の調達希望内容を共同調達会社に対してのみ流通し、案件情報をモニタリング



【案件発生後】

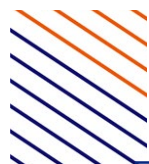
- ① NTT・NTT東西及び他事業者のエントリー内容に合致する案件が、NTTグループ各社（NTT・NTT東西を除く）から共同調達会社に寄せられた場合、共同調達会社は共同調達窓口と連携の上、NTT・NTT東西及び他事業者に情報提供
- ② NTT・NTT東西及び他事業者は、自ら提示した条件（数量・金額を含む）での調達を希望するか否かを回答（希望した際は、当該条件が満たされる限り、要購入）



Copyright 2020 NIPPON TELEGRAPH AND TELEPHONE CORPORATION

6

「NTTグループにおける共同調達に関する研究会」（第1回）資料1-5 日本電信電話株式会社提出資料 P.6より抜粋



NTT提案の「共同調達スキーム」には 以下2つの問題が存在

1. 共同調達スキーム自体の問題点

- ・ 他事業者参加機会の実効性

2. 共同調達スキームを認める場合の問題点

① 他事業者情報に係るファイアウォール

- (1) 他事業者戦略情報のNTTグループ内流通の恐れ

② NTTグループ内のファイアウォール

- (1) ファイアウォール機能と共同調達の効果最大化は両立しない
- (2) 網機能提供計画制度の破綻

1. 共同調達スキーム自体の問題点

他事業者参加機会の実効性

他事業者が共同調達スキームに参加するには

①NTTグループが調達したい資材との一致

②調達先ベンダ等の了解があること

などの条件を全てクリアする必要がある

参加機会があるだけで実質的には
他事業者が共同調達に参加できる可能性は低い

調達先ベンダーの立場に立てば各社との個別交渉により高い単価で提供したい
(= 了解しない) と考えるのが自然。②の条件クリアは相当厳しいのではないか。

① 他事業者情報に係るファイアウォール (1) 他事業者戦略情報のNTTグループ内流通の恐れ

競争関係にある**NTTへ調達情報を共有**することが
他事業者が共同調達スキームに参加する条件

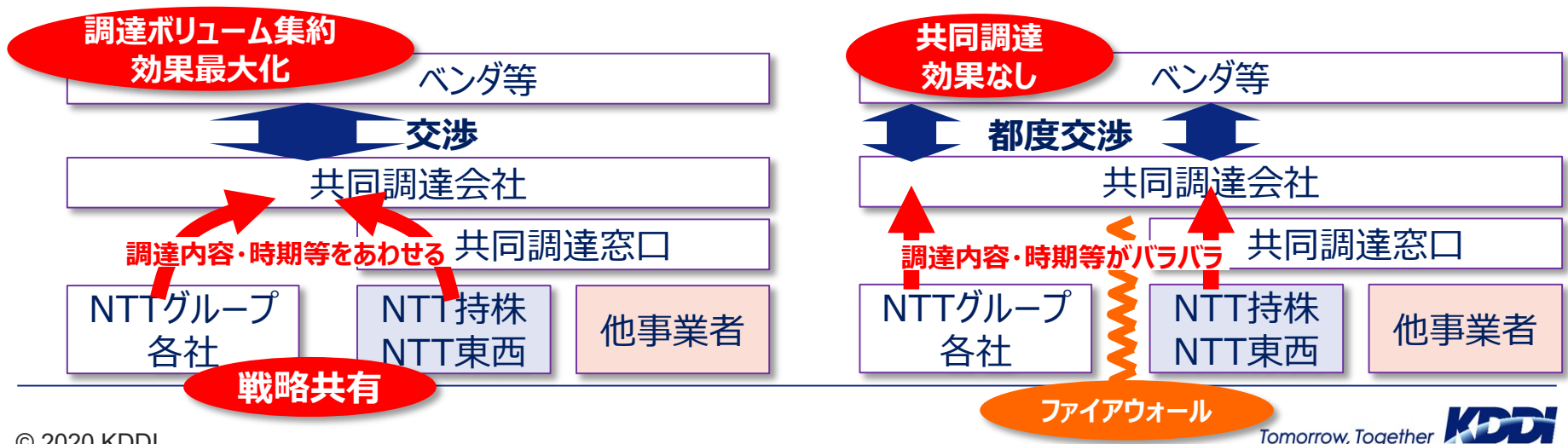
**他事業者の戦略情報が
NTTグループ内で流通する恐れ**

② NTTグループ内のファイアウォール

(1) ファイアウォール機能と共同調達の効果最大化は両立しない

共同調達はNTTグループ内で
調達資材・時期等を集約することで効果が最大化

共同調達効果を出すために
ファイアウォール機能が形骸化



② NTTグループ内のファイアウォール (2) 網機能提供計画制度の破綻

NTTグループ内で**NTT東西の調達情報**を共有

**NTTグループと他事業者との間に情報格差
接続に関する期間・費用等の不公平が生じる恐れ**

網機能提供計画
制度の破綻

NTTグループ

共同調達の
計画

NTTグループ

共同調達の
実施

NTT東西

網機能提供計画
の届出・公表

原則90日
以上前

NTT東西

工事開始日

NTT東西

網機能提供
開始

期間・費用
の不公平

NTT東西とNTTグループ
会社で事前に設備仕様の
統一や調整が可能

NTTグループは内々に事前準備可能

最短かつNTT東西の
設備仕様の変更なし
で接続可能

NTTグループ

競争事業者

情報の不公平

届出内容を確認後
接続の検討開始

接続にあたって、NTT東西の設備仕様の変更が必要な場合は、網改造が必要（追加
費用・期間が必要）

※NTT東西の第一種指定電気通信設備に係る網機能については、網機能提供計画に係る工事開始日の原則90日以上前に、開発する機能の内容や提供条件等について、電気通信事業法に規定される「網機能提供計画」制度に基づき、総務省に届出・公表を義務付け

1

「公正競争を阻害しない共同調達」に関する
NTTの説明

2

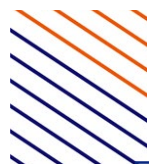
「共同調達スキーム」に関する問題点

3

NTTグループの共同調達に関する当社提案

4

その他考慮が必要な問題点



「共同調達スキーム」の実効性確保の措置に加え 上限規制等によるセーフガード措置が必要

1. 「共同調達スキーム」に関する当社提案

- (1) 「他事業者の参加機会」について
- (2) 「ファイアウォール機能の問題」について

2. NTTグループの共同調達に関する当社提案

- (1) NTTの共同調達に対するセーフガード措置について
- (2) 共同調達に関する事後の確認・検証について

(1) 「他事業者の参加機会」について 他事業者の参加機会確保のために最低限必要な措置

提案①

共同調達の対象を誰でも調達可能な**汎用品のみに限定**

**NTT仕様のようなカスタマイズされた資材は
他事業者の調達対象とならないため対象外**

提案②

共同調達の対象は**調達先ベンダーが
他事業者も参加可能と認めた資材のみに限定**

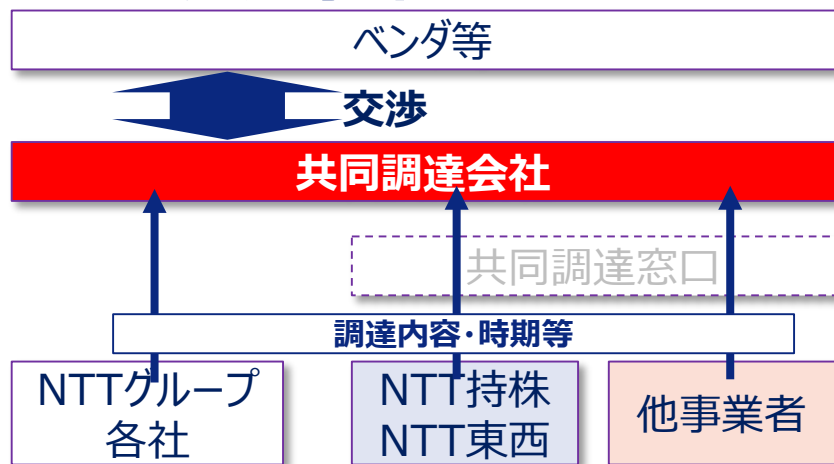
**NTTグループのみが共同調達できる状況は
「他事業者も参加可能」との趣旨に反するため対象外**

(2) 「ファイアウォール機能の問題」について NTTと他事業者が共同調達の同等な主体に

NTTから切り離れた**中立的な機関を設置**

提案①

**共同調達会社を
参加事業者で設立**



提案②

**共同調達窓口を
参加事業者で設立**



(1) NTTの共同調達に対するセーフガード措置について 例外的な措置であるため上限規制等の担保措置が必要

NTT・NTT東西とNTTグループの共同調達は
あくまで**例外的な措置**として検討されているもの



IOWN構想、5G・ローカル5Gに係る調達資材は対象外
NTT・NTT東西の調達比率が高い資材は対象外

+

「共同調達スキーム」の実効性確保の措置とあわせて
NTT・NTT東西の共同調達に係る上限規制が必要

NTT・NTT東西の共同調達に係る上限規制として 例えば、以下のような比率を設定

提案

①

NTT・NTT東西・分離4社*の調達額合計に占める
NTT・NTT東西の共同調達額比率の上限設定

上限比率の設定

NTT・NTT
東西調達額

分離4社*
調達額

*NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ・
NTTデータ・NTTコムウェア

調達額合計

提案

②

NTT・NTT東西の調達額合計に占める
共同調達額比率の上限設定

上限比率の設定

共同調達

共同調達以外

調達額合計

**共同調達の実施毎に公正競争を阻害しないかどうか
総務省による事前の認可措置が必要**

提案
③

総務省による事前の認可

調達目的、調達資材、調達時期、調達金額、調達比率 等

(2) 共同調達に関する事後の確認・検証について NTTグループの共同調達の影響について事後の確認・検証が必要

提案 ①

NTT・NTT東西による**共同調達の運用状況**
ガイドラインの遵守状況等の定期報告

提案 ②

総務省による**公正競争環境への影響有無の検証**
および検証結果の公表

必要な議論等の対応が完了するまでは
NTTグループによる共同調達は開始されるべきではない

1

「公正競争を阻害しない共同調達」に関する
NTTの説明

2

「共同調達スキーム」に関する問題点

3

NTTグループの共同調達に関する当社提案

4

その他考慮が必要な問題点

独占禁止法観点での問題点 ＜川上市場＞

機器メーカー等にとって、共同調達事業者への
取引依存度が高い場合は**不当な取引制限の恐れ**

「機器購入分野」における競争制限

機器メーカーA社の取引状況

他事業者

共同調達事業者

依存度が高い

機器メーカーA社

価格、数量等を制限

共同調達事業者

NTT持株

NTT東西

NTTドコモ

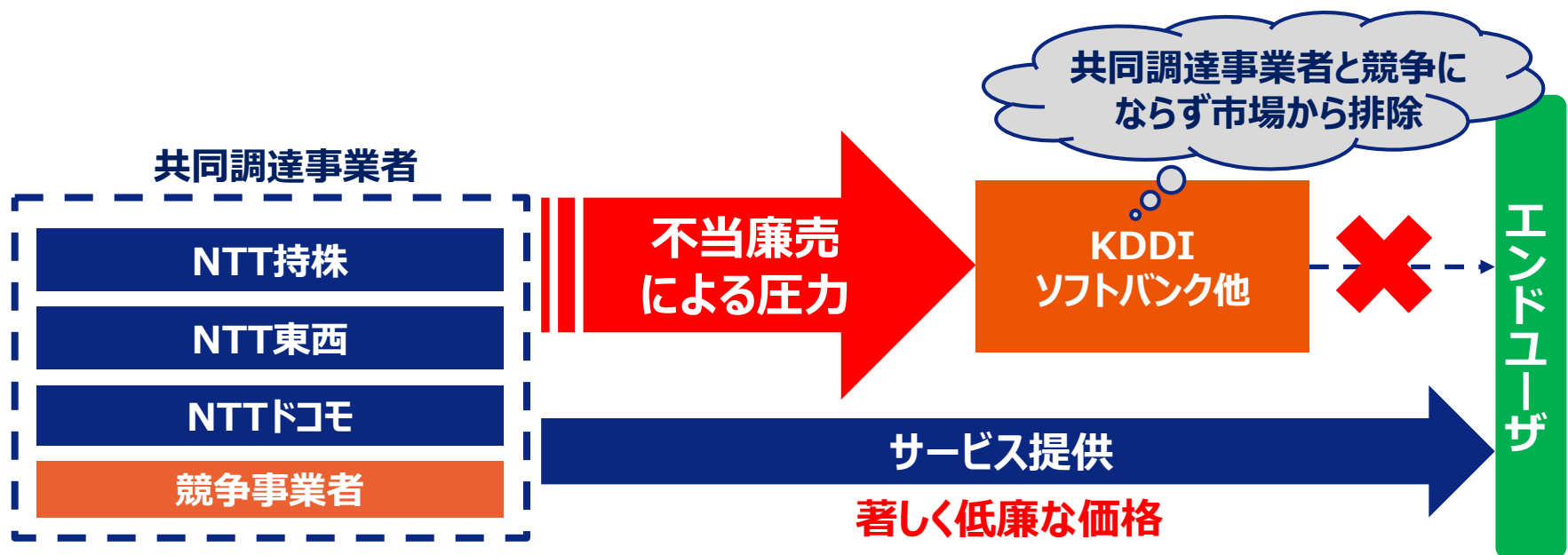
競争事業者

やむなく不当に低廉な価格での資材提供

独占禁止法観点での問題点 ＜川下市場＞

共同調達事業者が著しく廉価にサービス提供
不当廉売、他事業者排除の恐れ

「通信サービス市場」で競争事業者を排除





おもしろいほうの未来へ。

